

平成 19 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 テンアライド株式会社
代 表 者 代表取締役社長 飯田 永太
【コード番号 8207 東証一部】
問 合 せ 先 総務部長 大山 勝人
電 話 番 号 03 - 3661 - 0663

ストックオプションとして発行する新株予約権の割当に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 38 回定時株主総会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を本日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、業績の向上及び当社の企業価値の増大を図る目的で新株予約権を無償で発行するものです。

・発行要領

1．新株予約権の名称

第 6 回新株予約権

2．新株予約権の割当日

平成 19 年 8 月 3 日

3．新株予約権の割当対象者及びその人数

当社従業員 計 38 名

4．新株予約権の数の上限

540 個

5．新株予約権の目的たる株式の種類及び総数の上限

各新株予約権の目的である株式の数は 100 株とし、当社普通株式 54,000 株を総数の上限とする。

6．新株予約権についての払込みの要否（発行価格）

金銭の払込みを要しないこととする（無償）

7．新株予約権の行使時に際して出資される財産の 1 株当たりの金額（行使価額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.01 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

8. 新株予約権の権利行使期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 27 日までとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

11. 新株予約権の取得事由及び条件

以下の議案について当社株主総会または取締役会で承認された場合には、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについて当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案

12. 組織再編における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

（ご参考）

（1）定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 19 年 5 月 25 日

（2）定時株主総会の決議日 平成 19 年 6 月 27 日

以上